

備蓄法施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の改正について

平成 30 年 2 月
資源エネルギー庁
資源・燃料部
石油流通課

1. 改正の趣旨

「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成二十四年法律第七十六号）の施行に伴う「石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成二十四年経済産業省令第八十一号）の施行に伴い、同規則第三十三条第二項の規定に基づき、同法第二十七条第一項第五号に規定する自動車に直接給油する事業を行う営業所（以下「中核SS」という。）の要件が、「石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件」（経済産業省告示第二百四十三号）で定められたところ、同告示を改正し、中核SSの要件を変更・追加・削除するもの。

2. 改正の内容

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の中核SSの要件の変更・追加・削除

3. 今後のスケジュール

公 布 日：平成30年5月上旬

施 行 日：平成30年5月上旬